

足立区

区保有データの外部提供に 関する手引き

2023年4月1日版

足立区政策経営部 ICT 戦略推進担当課

2023年4月1日

1 目的と本手引きの位置づけ

(1) 目的

足立区ではこれまで、行政評価制度※1の運営と改善を通じて、PDCAのマネジメントサイクルを確立し、戦略的な区政運営の一環としてEBPM（Evidence-Based Policy Making）を進めてきました。

本事業は、研究者の皆様がお持ちのデータ活用のアイデアや分析技術を取り入れ、区政の推進を図ることを目的に、一定の要件を満たす場合に限り、区保有データの提供を行うものです。

※1 区の定義は次の通り。「行政活動を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や事業改善へと反映させる一連の作業」

(2) 本手引きの位置づけ

本手引きは、区が区保有データを提供するにあたって、必要な手続き等を定めたものです。

区保有データの利活用を検討する際にご参照いただくとともに、利活用中は記載された手続き等に従って管理・報告等を行ってください。

2 用語の定義

本手引で用いる用語の定義は以下の通りです。

(1) 区保有データ

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、甲により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用されるものをいいます。

(2) 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条）。

(3) 抽象加工データ

個人情報を含む区保有データについて、区保有データの抽象加工基準（資料1）に定める方法によって特定の個人を通常識別できないように加工して得られるデータのことをいいます。なお、「通常識別できない」とは、「一見すれば個人は匿名化されているが、他の情報と突き合わせることで個人を特定できる」状態をいいます。

(4) 区提供データ

足立区データ適正利活用推進会議により、データの利用申請が承認された場合に区が提供する、個人情報を含まない区保有データ、および抽象加工データのことをいいます。

(5) 分析用データ

区提供データを加工して作成した、集計・分析等を行うための基となるデータをいいます。

(6) 成果物

分析用データを用いて得た集計・分析結果、及びこれらを取りまとめた学会発表資料や研究論文のことをいいます。

(7) 足立区データ適正利活用推進会議

区の最高データ統括責任者（副区長）を委員長として、区職員及び専門アドバイザー（外部有識者）で構成される組織です。研究機関からの区保有データの利活用希望に対してその利活用の妥当性等を審議し、提供の可否を決定します。

(8) 足立区個人情報保護評価委員会

個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に照らし、安全かつ適切であるかを評価する組織です。

評価委員会は、主に以下の事項について、点検、確認、評価を行います。

ア 個人情報の外部提供及び目的外利用について、個人情報保護法に適合しているか確認する。

イ 個人情報を外部提供する際に提供先に求める安全管理措置について確認する。

利用を希望する区保有データの中に個人情報が含まれる場合は、事前に評価委員会の評価を受ける必要があります。

(9) 申請者

区保有データの提供を希望する者をいいます。

(10) 管理責任者

申請者が指定する、区提供データの授受から返却までの利用に関する管理を担う責任者のことをいいます。

(11) 利用者

申請者を含む、申請により区提供データの利用を行うすべての者をいいます。

(12) 電子計算機

サーバー、パーソナルコンピューター等の情報処理機器および入出力用等の周辺機器をいいます。

(13) 情報システム

区提供データの集計・分析または保管等に使用する電子計算機処理、保管または通信に係るシステムをいいます。なお、ネットワークに接続しない端末（スタンドアロンパーソナルコンピューター）も含まれます。

3 利用の前提条件

(1) 大方針

利活用目的が、以下3点のいずれかに該当することを必須とします。

- ア 区民福祉の向上に資する
- イ 区政の高度化・効率化や透明性の向上に資する
- ウ 地域経済の活性化に資する

(2) 申請者の資格

申請者は、次のいずれにも該当する者としてします。

- ア 国内の大学または公的研究機関に所属し、教授・准教授相当の職にある者。なお、ここでの公的研究機関とは、国公立または独立行政法人に属する組織とします。
- イ 区保有データの利用テーマに相応な知識・技術・実績を有する者。

(3) 申請可能なデータの種類

申請可能なデータの種類の制限は設けません。柔軟な発想による利活用のご提案をお待ちしています。ただし、次の点についてご注意ください。

- ア データ提供の可否は足立区データ適正利活用推進会議で審議します。また、提供する場合でも、目的・分析手法に沿った必要最小限のデータ（および項目）とします。
- イ 希望するデータを区が保有していない場合もあるため、必ず事前に相談をお願いいたします。
- ウ 個人情報を含む場合は、提供時には抽象加工データに変換します。

(4) 区提供データの作成

個人情報保護の観点から、原則として、すべて区が行うものとします。利用者がデータ作成作業を代行することはできません。

(5) 費用負担

区は、区提供データの作成を委託等により行う場合、その費用を申請者に請求できるものとします。また、申請者は区提供データの利用にあたり、発生するすべての費用を負担するものとします。

(6) 利活用の環境

区提供データの取扱いに関して、申請者は以下の項目を遵守することを必須とします。これらの項目をお守りいただけない場合は、データをお渡しできません。また、調査・研究・事業の実施期間中に不遵守の事実が発覚した場合は、直ちに協定を解除し、データを返却・破棄いただきます。

- ア 区提供データを第三者に開示若しくは漏えいせず、かつ申請目的以外には使用しない。
- イ 区提供データの利用場所（区提供データファイルの保管を含む）は、第三者が自由に立ち入ることができない、物理的に施錠可能な場所に限定する。
- ウ 上記の場所から区提供データを持ち出さない。
- エ 区提供データは、格納する媒体を限定し、その媒体は利用場所内の施錠可能なキャビネット等で保管する。
- オ 区提供データの利用者は、利活用計画書（様式2）に記載した者のみに制限する。また、管理責任者は、利用状況（利用者名、利用日時、複製日等）を、別に管理する利用簿（様式4）にて把握する。
- カ 区提供データ利用時の情報システムの環境としてインターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。
- キ 区提供データを使用する情報システムに、コンピューターウイルス対策、セキュリティホール対策、ID・パスワード管理等による識別および主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策を図る。
- ク 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や、利用者以外の者が使用する電子計算機に、区提供データおよび分析用データ、並びにデータの加工・分析過程で一時的に発生したデータ（以下、中間生成物）を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が、前述のデータを保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。
- ケ 区提供データに加え、分析用データ、並びに中間生成物および不要となったデータについても、漏えい等事故を防止するために適正な管理を行う。
- コ 区提供データ、分析用データ、並びに中間生成物を含んだデータを外部委託事業者に提供しない。
- サ 管理責任者は、上記ア～コの事項について、区提供データの利用者に対し、説明する機会を設け理解させるとともに、利用状況を監督する。

（7）損害賠償

区提供データの利用にあたり、利用者の故意または過失により、区提供データの盗難・漏えいによりデータに含まれていた区民に精神的苦痛を与えてしまい、区が慰謝料を支払うこととなる場合など、区、区民またはその他第三者へ損害を与えた場合には、申請者は当該損害の相当額を賠償するものとします。

（8）利用者の帰責事由による協定解除

区提供データの利用にあたり、区と申請者の所属組織は協定書を締結します（詳細は第5章（2）ウを参照のこと）。区は、以下の項目のいずれかに該当する場合、協定を解除するとともに、協定の解除とその事由を公表します。

- ア 申請書等の虚偽、不実が判明したとき。
- イ 利用者が、協定の履行に関し不誠実又は不当な行為をなしたとき。
- ウ 利用者が、区提供データにあたり、区等へ損害を与えたとき。
- エ その他、利用者の帰責事由により協定を解除することが適当と判断したとき。

(9) 審査項目

下表に掲げる項目・基準に基づき、足立区データ適正利活用推進会議にて申請内容の審査を行います。

分類	項目・基準	
1 利活用の 妥当性	1-1	研究テーマ・目的が明確に記載されている
	1-2	期待される成果と、それを検証できる指標が明確に記載されている
	1-3	分析手法が明確に記載されている
	1-4	研究に必須となる、区に提供を希望するデータ（項目とその粒度）と必要な理由が明確に記載されている
	1-5	研究期間（成果が出る時期やデータの保存年限）が明確に記載されている
2 区や区民 への影響	2-1	データ収集や加工に係る区の人的負担は、研究目的や成果と比較して妥当である
	2-2	データ収集や加工に係る区の費用負担は、研究目的や成果と比較して妥当である
	2-3	データ利活用による区や区民の利益が大きい、または研究成果の公表により区民や公益に生じうる不利益が小さくなるよう、公表時の配慮がされている
3 安全性に係る 技術的検討*	3-1	個人情報の抽象加工方法は適切か
	3-2	データの利用・保管環境や分析手法・ルール（ツールや利用者範囲を含む）に対し適切なセキュリティ対策が施されているか

* 申請した区保有データに個人情報が含まれる場合は、別途足立区個人情報保護評価委員会での評価を受ける必要があります。

(10) 利用期間終了後の区提供データ、分析用データ及び成果物の取扱い

ア 区提供データ、分析用データ

これらのデータの所有権は区に帰属するものとし、実施期間の終了後、申請者には区にこれらのデータを返却いただきます。また、これらのデータの複製物がある場合、それを破棄いただきます（詳細は第5章（5）イを参照のこと）。なお、本目的の範囲内で分析用データの再利用を希望する場合は、区にご一報いただければ提供いたします。

区は、申請者より返却された分析用データについて、行政目的の範囲で申請者の許諾を得ることなく使用できるものとし、

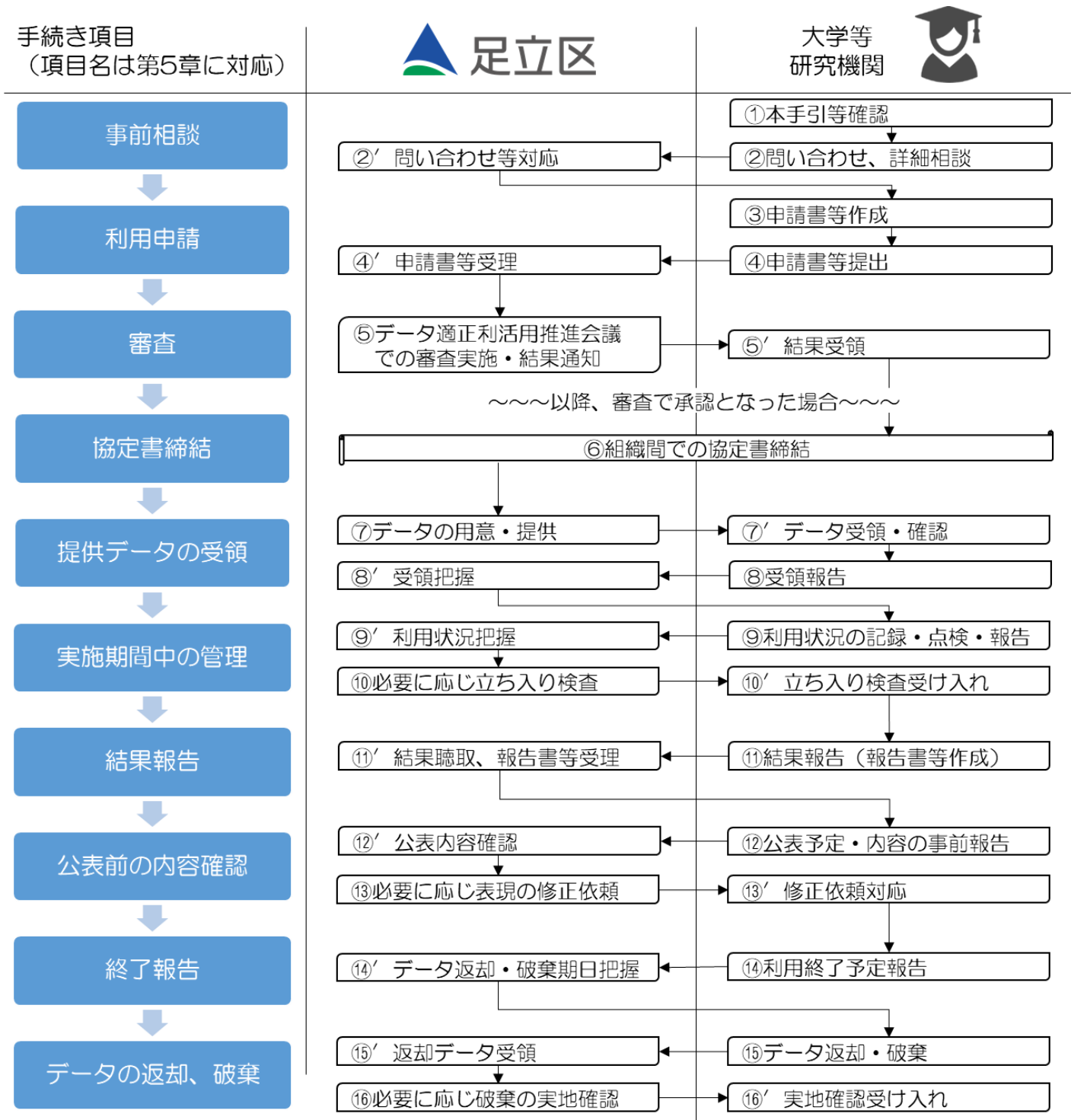
イ 成果物

この所有権は申請者に帰属するものとし、区は実施期間終了後の取扱いを制限しません。

区は、申請者から提出された成果物について、申請者による区提供データ利用の成果であることを明示したうえで、行政目的の範囲で申請者の許諾を得ることなく使用できるものとし、

4 手続きの流れ

手続きの大まかな流れは下図の通りです。各手順の詳細は次ページ以降で説明します。



5 各手続きの内容

(1) 事前相談、利用申請

ア 事前相談

区保有データの利用を検討・希望する方は、本手引をご一読のうえ、ICT戦略推進担当課まで事前にご連絡ください。関係所管課同席による相談の場を設けます。アポイントメントなしの直接訪問は受け付けておりません。

国等から交付される研究費の申請を検討されている場合は、必ず研究費の申請前にご相談ください。区保有データの利用を前提に研究費を獲得されていたとしても、データ提供の可否は足立区データ適正利活用推進会議で判断することになりますので、申請されたデータの提供を行えない場合もあります。

イ 利用申請

区保有データの利用を希望する方には、区と十分な相談を行った後、区保有データの利活用申請書（様式1）および利活用計画書（様式2）の案を作成のうえ、区にご提出ください。利活用計画書は、区の職員でも内容を理解できるよう、簡潔明瞭にお願いいたします。

(2) 審査、協定書締結

ア 足立区データ適正利用推進会議での審査

区は、ご提出いただいた利用申請書および利活用計画書をもとに、足立区データ適正利活用推進会議（以下、推進会議）で審査を行います。審査項目と基準は第3章（9）に記載した通りです。

承認・非承認に関わらず、結果は申請者にご通知します。審査結果が「承認」となった場合、以降の手続きに進みます。

イ 足立区個人情報保護評価委員会での評価

区は、提供の希望を受けた区保有データに個人情報が含まれる場合、足立区個人情報保護評価委員会（以下、評価委員会）から個人情報の安全対策についての評価を受けます。

評価委員会での審議の結果、個人情報の安全対策について追加の対応が求められた場合には、推進会議で承認した内容に関わらず、評価委員会が求めた追加対応を行うことを必須とし、区提供データをご活用いただきます。

ウ 協定書締結

区と申請者の属する研究機関は、（2）ア、イの内容をもとに、区保有データの提供から廃棄までの必要事項を定めた協定書（基本となる協定書案：資料2）を締結します。

締結者は、足立区長と申請者の所属する組織の長（例：所属学部の学部長）を基本としますが、データの提供規模等に応じて、研究機関の長とする場合があります。

また、利活用計画書案を（2）ア・イでの指摘に応じて修正し、確定版として協定書に添付します。

(3) データ提供、管理

ア 区提供データの受領と確認

区は、協定書の締結内容に基づき、必要データを申請者に提供します。管理責任者は、区から締結内容通りデータが提供されたことを確認したうえで受領書（様式3）を作成し、区にご提出ください。

イ 実施期間中の管理

利用者は、実施期間中、利用簿（様式4）を用いて、区提供データの利用記録を作成します。

管理責任者には、1か月ごとに、第3章（4）「利活用の環境」および協定書で定めた利用環境の条件の遵守状況の点検を行っていただきます。また、3か月おきに、管理状況報告書（様式5）を区に提出していただきます。このとき、区は管理状況に疑義が生じた場合など必要に応じて、管理責任者に根拠資料として利用簿の提出を求めることがあります。

ウ 立ち入り検査

区は、（3）イで管理責任者に根拠資料の提出を求めたにも関わらず提出が1か月以上ないなどの場合、臨時の管理状況報告やデータの利用場所・保管場所等の立ち入り検査を、予告なく申請者および管理責任者に求めることがあります。

(4) 結果報告、公表前確認

ア 結果報告

申請者は、協定書に添付した利活用計画書の「期待される成果」に沿って作成した、結果報告書（様式10）および成果物（集計結果やグラフなど）を区に提出します。

提出時期は、原則として協定書に添付した利活用計画書に記載の時期としますが、区提供データの準備や授受などによりスケジュールに遅延が発生した場合は、別途協議のうえ決定します。

イ 公表前の内容確認

申請者は、区提供データの利用の成果の公表予定（学会の演題登録や論文投稿前など）が判明し次第速やかに、区に公表予定報告書（様式7）を提出し、公表する内容の確認を受けていただきます。

区は、研究成果の公表そのものは妨げませんが、区民や公益に不利益が生じないよう、表現方法の修正を依頼する場合があります。

(5) データ利用の終了

ア 終了報告

申請者は、区提供データの協定書で定めた実施期間終了日の1か月前まで、または当初の予定よりも早く利用を終了する場合には速やかに、利活用終了報告書（様式8）により区提供データ等の返却・破棄の期日を区に報告します。

イ データの返却、破棄

申請者は、終了報告で報告した期日までに、消去・返却報告書（様式9）を添えて、区提供データおよび分析用データを区に返却してください。区提供データおよび分析用データの複製物、またはこれらを含む成果物がある場合には、それを破棄してください。

（6）利活用計画書の変更

申請者は、協定書に添付した利活用計画書の記載事項を変更する必要がある場合は、その予定の把握後速やかに、記載事項変更等申請書（様式6）を作成、および利活用計画書の当該箇所を修正し、区に提出します。区は、推進会議で申請された修正の可否を審査します。

なお、原則として、データの追加提供や期間の延長は認めません。

添付資料

資料1	足立区保有データの抽象加工基準
資料2	「調査・研究・事業名など」の区保有データ利用に関する協定書案
様式1	区保有データの利活用申請書
様式2	「調査・研究・事業名など」に関する区保有データ利活用計画書
様式3	区提供データ受領書
様式4	区提供データ利用簿
様式5	区提供データ管理状況報告書
様式6	利活用計画書記載事項変更等申出書
様式7	公表予定報告書
様式8	区提供データ利活用終了報告書
様式9	区提供データ消去・返却報告書
様式10	結果報告書

改訂履歴

No	日付	内容	理由
1	2021年 4月26日	初版	
2	2023年 4月 1日		個人情報保護法の改正により

【連絡先】

足立区政策経営部 ICT戦略推進担当課

03-3880-5648

足立区保有データの抽象加工基準

政策検討を目的とした、個人情報の目的外使用時の匿名加工について

- (1) 行政上の意思決定の前提となる情報の分析、調査等に資するため、保有個人情報を区内で利用し、又は研究機関等に提供する際は、特定の個人を通常識別できないよう加工（以下、分析用抽象加工）した個人情報（以下、分析用抽象化個人情報）を用いる。
- (2) 個人情報の抽象加工に当たっては、利用する個人情報の構成に応じて、別表に挙げる代表的な加工手法のうち、適切な手法を選択して行うものとする。

（抽象加工の一例）

項目	加工手法
氏名	全てを削除する（項目削除）
生年月日	年齢を算出後、削除する（項目削除）
年齢	年代に置き換え（丸め）、削除する（項目削除）
年代	90代、100代を「90代以上」にまとめる（トップコーディング）
住所	削除する（項目削除）、または足立区〇〇X丁目に置き換える（一般化）
複数データの突合の際にキー*となりうる変数	複数データを突合後、全てを削除（項目削除）または不可逆変換を行う（ノイズ（誤差）付加） *キーとなりうる変数の例：個人コード

- (3) 抽象化個人情報は、一見すれば個人は匿名化されているが、他の情報と突き合わせることで個人を特定できることから、個人情報として個人情報保護条例を遵守のうえ取り扱う。

別表：匿名加工に用いられる代表的な加工手法※

手法名	説明
項目削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の項目を削除するもの。例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること。
レコード削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報のレコードを削除するもの。例えば、特定の年齢に該当する個人のレコードを全て削除すること。
セル削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の特定のセルを削除するもの。例えば、特定の個人に含まれる年齢の値を削除すること。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること。例えば、購買履歴のデータで「きゅうり」を「野菜」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
レコード抽出	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の一部のレコードを（確率的に）抽出すること。いわゆるサンプリングも含まれる。
項目一部抽出	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の項目の一部を抽出すること。例えば、購買履歴に該当する項目の一部を抽出すること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
丸め（ラウンディング）	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、四捨五入等して得られた数値に置き換えることとするもの。
データ交換（スワッピング）	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。例えば、異なる地域の属性を持ったレコード同士の入れ替えを行うこと。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値等を付加することにより、他の任意の数値等へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの。

※「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報 パーソナルデータの利用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて（2017年2月）」より作成

「(調査・研究・事業名など)」の区保有データ利用に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）、及び〇〇〇（以下「乙」という。）は、「(調査・研究・事業名など)」
（以下、本(調査・研究・事業)という。）の実施について、甲及び乙が協力して行うにあたって必要な事項を定めるため次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本(調査・研究・事業)は、甲が提供するデータを用い、乙がこれを分析し、その結果について、甲が現状把握や効果検証等に活用等することで、区民福祉等の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「区保有データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、甲により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用されるものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号第2条）で定めるものをいう。
- (3) 「抽象加工データ」とは、特定の個人を識別しづらく加工して得られるデータのことをいう。
- (4) 「区提供データ」とは、甲より乙に提供される個人情報を含まない区保有データ、及び抽象加工データのことをいう。
- (5) 「分析用データ」とは、乙が分析を行うために区提供データを加工したデータのことをいう。
- (6) 「成果物」とは、乙が分析用データを用いて得た集計・分析結果、並びにこれを取りまとめた結果報告書のことをいう。

（実施期間）

第3条 本(調査・研究・事業)の実施期間は、協定締結の翌日から令和YY年MM月DD日までとする。

（役割分担）

第4条 甲は、別に掲げる区保有データを抽出し、個人情報を含むものについては抽象加工データを作成したうえで、乙に提供する。

- 2 乙は、区提供データを用いて、分析用データを作成し、事前に提出した利活用計画書（以下、「利活用計画書」という。）の通り分析等を行う。
- 3 乙は、甲乙の間で別途定める期日までに、甲に分析用データ及び成果物を提供する。

(区提供データの受け渡し)

第5条 甲は、区提供データを、乙が利活用計画書で指定した管理責任者に引き渡す。

2 乙は、甲から区提供データを受領した際、別に定める受領書を甲に提出する。

(利活用計画の遵守)

第6条 乙は、利活用計画書に記載した各事項について、遵守しなければならない。

(区提供データの利用環境)

第7条 乙は本(調査・研究・事業)の実施期間中、区提供データの取扱いに関して以下の項目を遵守する。

- (1) 区提供データを、第三者に開示若しくは漏洩せず、かつ本申請の目的以外に使用しない。
- (2) 区提供データの利用場所(区提供データファイルの保管場所を含む)(以下、「本件利用場所」という。)は、第三者が自由に立ち入ることができない、施錠可能な場所に限る。
- (3) 本件利用場所以外に区提供データを持ち出し、保管をしない。
- (4) 区提供データは、格納する媒体を限定し、当該限定された媒体は本件利用場所内の施錠可能なキャビネット等で保管する。
- (5) 区提供データの利用者は、利活用計画書に記載した者のみに制限する。また、管理責任者は、利用状況(利用者名、利用日時、複製日等)を、別に管理する利用簿にて把握する。
- (6) 区提供データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。
- (7) 区提供データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、ID・パスワード管理等による識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策を図る。
- (8) 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に、区提供データ及び分析用データ、並びにこれらのデータの加工・分析過程で一時的に発生したデータ(以下、「中間生成物」という。)を残留させない措置をとる。また、利用者以外の者が区提供データ及び分析用データ、並びにこれらの中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。
- (9) 区提供データに加え、分析用データ、中間生成物及び不要となったデータについても、漏えい等事故を防止するために適正な管理を行う。
- (10) 乙は、区提供データ及び分析用データ、並びにこれらの中間生成物を含んだデータを外部委託事業者に提供してはならない。

(区提供データの管理)

第8条 乙は別に定める利活用計画書で指定した管理責任者のもと、以下の項目を実施する。

- (1) 区提供データの受領、使用及び管理、破棄又は返却に関する記録を作成する。
- (2) 区提供データの記録媒体、処理経路、保管方法等について、1か月ごとに点検を行い、その結果を3か月ごとに別に定める管理状況報告書により甲に報告する。

(3) 前項に定める定期報告のほか、随時甲の求めに応じ、区提供データの利用状況を報告する。

(利活用計画書の変更)

第9条 乙は、利活用計画書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに別に定める記載事項変更等申出書及び当該箇所を修正した利活用計画書を甲に提出する。

2 甲は、乙より記載事項変更等申出書の提出を受けた場合、データ適正利活用推進会議で審査を行い、認められた場合にかぎり利活用計画書の変更を認める。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、乙の区提供データの利用環境の遵守に疑義が発生した場合など甲が必要と判断した場合には、別に定める様式により管理状況報告書の提出を乙に求めることとし、乙は速やかにこれを提出する。

2 前項の管理状況報告書の提出を求める場合、甲は、必要に応じて、その職員を乙の利用場所及び保管場所に派遣し利用環境の実地検分及びヒアリング等を実施(以下、「立ち入り検査」という。)できるものとし、乙は立ち入り検査を拒まないものとする。

(区提供データの返却)

第11条 乙は、本(調査・研究・事業)の実施期間終了日の1か月前までに、別に定める区提供データ利活用終了報告書を用いて、区提供データ等の返却・破棄の期日を甲に報告する。

2 乙は、前項で甲に報告した期日までに、別に定める区提供データ消去・返却報告書を添えて、区提供データ及び分析用データを甲に返却すると共に、中間生成物または区提供データ及び分析用データを含む成果物がある場合には、それを破棄する。

3 乙は、前項のデータを破棄にあたって、甲が立会いを求めた場合は、これを拒むことができない。

4 乙は、実施期間終了前に、甲が申請書等の不実、その他管理責任者の帰責事由を明示して、乙に対して区提供データの返却を求めたときは、これに従わなければならない。

5 乙は、本協定が解除となったときは、速やかに区提供データ及び分析用データを返却すると共に、中間生成物または区提供データ及び分析用データを含む成果物がある場合には、それを直ちに破棄する。

6 乙の代表者又は管理責任者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合のほか、区提供データ及び分析用データが研究上不要になった場合は、速やかに区提供データ利活用終了報告書に理由を記載して報告するとともに、区提供データ消去・返却報告書を添えて、区提供データ及び分析用データを甲に返却する。また、中間生成物または区提供データ及び分析用データを含む成果物がある場合は、それを直ちに破棄する。

(費用負担)

第12条 甲は、本(調査・研究・事業)の実施に係る区提供データの作成を委託等により行う場合、その費用について委託費を乙に請求できる。

(分析用データの使用)

第13条 第2条第5号の規定による分析用データの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙の同意を得ることなく、行政目的に使用できるものとする。
- (2) 甲及び乙は、分析用データを使用して、個人が特定される集計及び分析を行わない。
- (3) 甲は、本(調査・研究・事業)で作成された分析用データを第三者に提供する場合は、乙との間で事前に協議し、合意を得るものとする。
- (4) 乙は、本(調査・研究・事業)の実施期間終了後、利活用計画書の範囲の利用に限って甲に分析用データの提供を依頼することができ、甲はデータ適正利活用推進会議での承認を経たうえで、これを提供する。

(成果物の使用)

第14条 第2条第6号の規定による成果物の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 甲は乙の同意を得ることなく、行政目的に使用できるものとする。
- (2) 乙は、本(調査・研究・事業)で得た成果を公表する場合または成果を営利目的にて利用する際、事前に甲の承諾を受けるものとする。ただし、乙の成果の公表により区民や公益に不利益が生じる事項がある場合に限り、甲は公表または営利目的での利用の不承諾をすることができ、また、公表または営利目的での利用の方法については、甲乙双方において事前に協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、この協定書の履行に関連して知り得た相手方の秘密、業務上の情報及び本研究で得られた情報(以下これらを「秘密情報」という。)を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示(足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)に基づき開示する場合を除く。以下同じ。)又は漏えいし、若しくはこの協定書の目的以外に利用してはならない。ただし、秘密情報のうち、分析用データ及び成果物の使用については、13条ないし14条の定めるところに従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報から除かれる。

- (1) 公知のもの
- (2) 知得した後、自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得した場合、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- (5) 知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの

3 甲及び乙は、秘密情報(前項各号に掲げるものを除く。)につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられ、当該情報を開示する場合は、次の各号の措置を講じるものとする。

- (1) 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
- (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
- (3) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。

4 甲及び乙は、本条の定めに従い、第三者に相手方の情報を開示するときは、本条に基づき自己

に課される義務と同一の義務を当該第三者に課すものとする。

5 本条に基づく義務は、この協定終了後も引き続きその効力を有するものとする。

(協定の解除)

第16条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するとき、相手方はその事由を明らかにした上、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、本協定の履行に関し不誠実又は不当な行為をなしたとき。
- (2) 甲が、正当な理由なく乙に区提供データを誠実に提供しないとき。
- (3) 乙が、本(調査・研究・事業)の実施にあたり、甲へ損害を与えたとき。
- (4) その他、本協定上の義務に違反したとき。

2 甲は、協定を解除した事実及びその事由について、公表することができる。

3 協定を解除した場合、区提供データ及び分析用データを使用した研究の継続、成果の公表については、甲乙協議の上、決定する。

(損害賠償)

第17条 乙は、本(調査・研究・事業)の実施にあたり、乙の故意又は過失により、甲、区民又はその他第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲は、甲の故意又は過失により、乙に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(協定の変更)

第18条 甲及び乙は、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更を行うものとする。ただし、原則として区提供データの追加や期間の延長は認めない。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、無期限とする。

2 甲及び乙は、有効期間中において本協定の全部又は一部を解除しようとする場合は、解除を行う3か月前までに、書面をもってその旨を他の当事者に通知し、協議を行うものとする。ただし、甲及び乙が本協定に定める事項に故意に違反した場合、他の当事者は即時に本協定の全部又は一部を解除できるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本協定に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本協定に定めのない事項、又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙の間で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和YY年MM月DD日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
区長 近藤 弥生

乙 (住所)
(機関名)
(代表者肩書) (代表者名)

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日

足立区長

機関名
所属長

区保有データの利活用に係る申請書

次のとおり足立区の保有データを利活用したく、以下の通り申請いたします。

1 利活用目的 (3行程度で簡潔に記載すること)

2 関係する区の所管課

3 該当する大方針 (あてはまる番号に○)

- (1) 区民福祉の向上に資する
- (2) 区政の高度化・効率化や透明性の向上に資する
- (3) 地域経済の活性化に資する

4 実施期間 (研究を希望する期間)

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日～Y Y Y Y年MM月DD日

5 利活用内容詳細

別添のとおり

6 研究代表者

7 添付資料

利活用計画書、(その他資料があれば記載する)

なお、研究の実施にあたっては、貴区担当者と十分打ち合わせを行い、確認事項を遵守し、貴区の指示に従います。

様式第 2 号

「XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX」
に関する区保有データ利活用計画書
(外部提供)

(西暦) Y Y Y Y / M M / D D

< 法人・団体名 >

1 申請者

法人・団体名称	
住所	
所属長氏名（フリガナ）	
研究代表者	
所属	
職名	
氏名（フリガナ）	
管理責任者	
所属	
職名	
氏名（フリガナ）	
連絡担当者	
所属	
職名	
氏名（フリガナ）	
連絡先	
住所	
電話番号	
E-mail	

2 研究テーマ・目的

3 研究全体での区保有データ利活用の位置づけ

4 期待される成果とそれを検証するための指標

5 研究内容詳細

(1) 分析手法

(2) 希望するデータ項目・粒度と必要な理由

6 実施スケジュール

(1) 実施期間（研究を希望する期間）

（西暦）YYYY年MM月DD日からYYYY年MM月DD日まで

(2) スケジュール詳細

#	工程	時期
1	データ授受	YYYY年MM月頃
2	分析実施	YYYY年MM月頃
3	レポート作成	YYYY年MM月頃
4	区への成果報告	YYYY年MM月頃
5	研究成果公表	YYYY年MM月頃
6	データ破棄	YYYY年MM月頃

7 提供されたデータの取扱い

(1) 実施体制（利用者）

氏名	所属・職名	役割

(2) 管理方法

（該当する項目すべてをチェックする。利用場所・保管場所が複数に分かれる場合は、全ての場所で該当する場合にチェックすること）

<input type="checkbox"/>	① 区提供データを、第三者に開示若しくは漏えいせず、かつ本申請の目的以外に使用しない。
<input type="checkbox"/>	② 区提供データの利用場所（区提供データファイルの保管を含む）は、第三者が自由に立ち入ることができない、物理的に施錠可能な場所に限定する。
	（具体的な利用・保管場所）

<input type="checkbox"/>	③ 上記の場所から区提供データを持ち出さない。
<input type="checkbox"/>	④ 区提供データは格納する媒体を限定し、当該限定された媒体は、利用場所内の施錠可能なキャビネット等で保管する。
	(具体的な保管媒体)
<input type="checkbox"/>	⑤ 区提供データの利用者は、7(1)「実施体制」に記載した者のみに限定する。また、1「申請者」の管理責任者は、利用状況(利用者名、利用日時、複製日等)を、別に管理する利用簿で把握する。
<input type="checkbox"/>	⑥ 区提供データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。
<input type="checkbox"/>	⑦ 区提供データを使用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策を図る。
	(具体的な対応方法) <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス対策： ・セキュリティホール対策： ・識別及び主体認証対策： ・不正操作対策：
<input type="checkbox"/>	⑧ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や、利用者以外の者が使用する電子計算機に、区提供データ及び分析用データ、並びに中間生成物を残留させない措置をとる。 また、利用者以外の者が、区提供データ及び分析用データ、並びに中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできない措置をとる。
	(具体的な措置内容)
<input type="checkbox"/>	⑨ 区提供データに加え、分析用データ、並びに中間生成物及び不要となったデータについても、漏えい等事故を防止するために適正な管理を行う。
	(具体的な管理方法)
<input type="checkbox"/>	⑩ 区提供データ、分析用データ、並びに中間生成物を含んだデータを外部委託事業者に提供しない。
<input type="checkbox"/>	⑪ 管理責任者は、上記①～⑩の事項について、区提供データの利用者に対し、説明する機会を設け理解させると共に、利用状況を監督する。
<input type="checkbox"/>	⑫ その他 ()

8 成果の公表予定・方法（申請時点で検討・予定するもの全てを記載すること）

媒体	学会・出版元・雑誌名称等	予定時期（西暦）	
学会・研究会等		年	月
		年	月
報告書		年	月
		年	月
学会誌等		年	月
		年	月
論文		年	月
		年	月
その他		年	月
		年	月

9 公表により区民や公益に生じうる不利益、及びそれに対する公表時の配慮

10 その他

区提供データ受領書

(西暦) YYYYY年MM月DD日

足立区長

【 外部申請者 】

所属・職名	
氏名	
連絡先 (所在地)	〒
(電話)	
(e-mail)	

(西暦) YYYYY年MM月DD日付利活用計画書に基づき、以下の区提供データを受領いたしました。

記

1 受領データ

データ名	媒体種類	数量	
①			
②			
③			
④			
⑤			

2 受領日

(西暦) 年 月 日

3 受領者氏名

区提供データ利用簿

管理責任者氏名

項番	利用日	利用者氏名	利用データ	利用開始	利用終了	データを複製した場合	
						複製時刻	複製先
例	2021/12/25	〇〇 〇〇	R02高齢者健診結果	10:30	16:00	15:50	USBメモリーNo.2
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

管理状況報告書

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日

足立区長

【 外部申請者 】

所属・職名	
氏名	
連絡先 (所在地)	〒
(電話)	
(e-mail)	

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日付利活用計画書に基づき受領した区提供データについて、その管理状況を下記のとおり検査したので、報告いたします。

記

1 調査・研究・事業の名称	
2 検査年月日	(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日
3 検査実施者	
4 検査場所	
5 検査状況 (該当するものにチェックしてください)	<p>1 利用者の範囲は適正か。</p> <p><input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 適正でない</p> <p>2 区提供データの管理方法は、適正であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データの利用場所（区提供データファイルの保管を含む。）は、区提供データが持ち出されないように、第三者が立ち入ることができない物理的に施錠可能な場所に限定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データは、利用場所から取り外し可能な外部記憶装置等に転送される等により持ち出されていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データは、限定された媒体に格納され、利用場所内の施錠可能なキャビネット等で保管されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データの利用時は、利用場所に存在する者が制限される、又は何らかの確認行為が行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データの利用時のコンピューター環境は、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 区提供データを利用するコンピューターに、コンピューターウイルス対策、セキュリティホール対策、ID・パスワード認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策の全てが図られているか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> □ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピューターや利用者以外の者が使用するコンピューターに区提供データ及び中間生成物を残留させない措置がとられているか。また、利用者以外の者が区提供データ及び中間生成物を保管しているコンピューターにアクセスできないように制御された環境であるか。 □ 提供される区提供データに加え、集計作業等によって生成される分析用データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が図られているか。 □ 利用者である学生に区提供データを保管・管理させていないか。
6 検査結果 (所見)	

備考1 利用場所又は保管場所が2か所以上ある場合は、その場所毎に本報告書を作成し、提出してください。

記載事項変更等申出書

(西暦) YYY Y年MM月DD日

足立区長

【 外部申請者 】

所属・職名	
氏名	
連絡先 (所在地)	〒
(電話)	
(e-mail)	

(西暦) YYY Y年MM月DD日付利活用計画書における記載事項の変更等を、下記のとおり申し出ます。なお、本申出書の提出後、承諾の通知を受けるまでは、承諾されている従前の利活用計画書の記載内容に従って履行いたします。

記

1 調査・研究・事業 の名称	
2 変更事項 ※ 該当するものに チェックしてくだ さい。 実施期間の延長の 場合は、使用期間を記 入してください。	<input type="checkbox"/> 申出者／代理人／利用者の（身分）変更 <input type="checkbox"/> 実施期間の延長 <input type="checkbox"/> その他の記載事項変更
	(その他の記載事項変更の内容)
	<変更前>
	<変更後>
3 理由	

備考1 実施期間の延長を依頼する場合、延長できる期間は最大で1年間です。

区提供データ利活用終了報告書

(西暦) YYYYY年MM月DD日

足立区長

【 外部申請者 】

所属・職名	
氏名	
連絡先 (所在地)	〒
(電話)	
(e-mail)	

(西暦) YYYYY年MM月DD日付利活用計画書に記載した区提供データの利用について、利用を終了するため下記のとおり報告いたします。

記

1 調査・研究・事業の名称	
2 終了区分 ※ 該当するものにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 利活用計画書のとおり <input type="checkbox"/> 記載事項変更等申出書（実施期間の延長）のとおり <input type="checkbox"/> 終了日が早まる
3 終了予定日	(西暦) YYYYY年MM月DD日
4 データ消去・返却期日	(西暦) YYYYY年MM月DD日
5 終了日が早まった理由	

備考 1 本報告書は協定により定めた実施期間終了日の1か月前まで、または当初の予定よりも早く利用を終了する場合には速やかに提出してください。

区提供データ消去・返却報告書

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日

足立区長

【 外部申請者 】

所属・職名	
氏名	
連絡先 (所在地)	〒
(電話)	
(e-mail)	

(西暦) Y Y Y Y年MM月DD日付利活用計画書に基づき受領した区提供データの利用が終了したため、データの消去について報告するとともに、データを返却いたします。

記

1 ハードディスク、USBメモリー等の記録媒体に複製したデータ(利用する統計解析ソフト用に作成したデータセット等を含む)及び中間生成物をすべて破棄しました。

2 提供を受けたデータを以下の通り返却します。

(1) 区提供データ

① (データ名) (媒体) (数量)

② (データ名) (媒体) (数量)

...

(2) 分析用データ

① (データ名) (媒体) (数量)

② (データ名) (媒体) (数量)

...

区保有データ利活用結果報告書

作成日	(西暦) Y Y Y Y 年 M M 月 D D 日	申出番号	
研究代表者		作成者	

基 本 情 報	調査・研究・事業名	
	関係する区の所管課	
	実施期間	(西暦) Y Y Y Y 年 M M 月 ~ Y Y Y Y 年 M M 月
	調査・研究・事業の目的	
分 析 方 法	活用種別	<input type="checkbox"/> 現状把握 <input type="checkbox"/> 効果検証
	具体的内容	
成 果 等	分析の結果	
	課題	
備考		